

県南広域振興局長告示第37号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により、指定障害福祉サービス事業者が指定障害福祉サービス事業を廃止しようとする旨次のとおり届出があった。

令和7年4月11日

県南広域振興局長 菅 原 健 司

1 生活介護

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
0311500052	多機能事業所ワークみずさわ	奥州市水沢姉体町字島田40番地2	令和7年3月31日

2 就労移行支援

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
0311500102	障がい者支援施設静山園	奥州市水沢羽田町字門下11番地2	令和7年3月31日